## 野外調查研究会会則

第一章 総則

第一条 本会は野外調査研究会と称する。

第二条 本会の事務所は会長宅とする。

第二章 目的および活動

第三条 本会は、地域における自然や文化の調査・研究、情報の提供・啓発など、自然や文化についての理解を深めるための活動を推進し、会員相互の交流・親睦を図りながら、学術、文化の向上と環境改善に寄与することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達するために次の活動を行う。

- 1. 野外における自然(地形・地質、水、植物、動物、気候など)や文化(歴史、考古、民俗、伝統文化など)の調査・研究および普及野外における自然(地形・地質、水、植物、動物、気候など)や文化(歴史、考古、民俗、伝統文化など)の調査・研究および普及
- 2. 野外調査の知識を養う研修旅行、体験学習、研究会などの開催
- 3. 自然や文化に関する地域情報の収集・提供および広報・啓発および出版活動
- 4. 機関誌「野外調査研究」(年1冊以上) の発刊
- 5. その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 第五条 本会の事業運営のため調査・研究を担当する野外調査研究所、さらに部会または支部を設けることができる。

第三章 会員

第六条 会員は、本会の目的および活動に賛同する市民・法人により構成され、次の三種とする。

- 1. 正会員 会費年間 4,000 円
- 2. 賛助会員 会費年間 2,000 円
- 3. 特別会員 年額 1口1万円
- 第七条 正会員には、機関誌「野外調査研究」を配布し、また地域情報などについてWEB(メール)で配信する。その他、自費出版について支援・協力する。賛助会員・特別会員には、本会の活動内容・地域情報などについてWEB(メール)で配信する。

第四章 役員

第八条 本会には次の役員をおく。

顧問 若干名

会長1名

副会長 若干名

運営委員 15 名以内

会計監査 若干名

- 第九条 会長は、正会員の中より総会において選任される。
  - 2. 会長は、正会員の中より副会長・運営委員を推薦し総会において承認する。
- 第十条 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに総会の議長となる。副会長は、会長を補佐する。 運営委員は、会務を分掌する。会長、副会長、運営委員は、運営委員会を構成し、この会の日常の運営に 関する事項を議決し執行する。
- 第十一条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第五章 総会

第十二条 毎年1回定期総会を開く。

第十三条 総会の決議は、出席している正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決 する。

第十四条 会則を改正しようとするときは総会の議決を要する。

第六章 資産および会計

第十五条 本会の資産は会費および寄附金等からなる。

第十六条 本会の予算および決算は総会において議決または承認する。

第十七条 本会の会計年度は毎年7月に始まり翌年6月に終わる。

第十八条 本会の成立年月日は平成28年6月30日とする。

付則1. この会則は、平成28年7月1日から施行する。

付則 2. 平成 29 年 7 月 15 日一部改正。

付則 3. 平成 30 年 7 月 14 日一部改正。 賛助会員は平成 31 年度より廃止。